

# 幼稚園等における幼児教育・保育の無償化についで

## 1 保育料の無償化

すべてのお子様の保育料は0円となります。

給食費や園バス費用等の上乗せ徴収部分は保護者負担となります。

## 2 入園料の補助金

保護者が園に支払った入園料または入園準備金について、70,000円を上限として補助を行う入園料補助金制度があります。

補助受給には以下の①～③の条件をすべて満たす必要があります。

- ①その幼稚園に入園すること（入園料支払い後の入園辞退は給付対象になりません。）
- ②入園月に江東区に住民票があり、他自治体から入園料の補助金を受けていないこと。
- ③入園時に園児が満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児であること。

補助金の申請手続きについては、入園後（例年7月中旬頃）、幼稚園等を経由してご案内します。お支払い時期は11月上旬頃を予定しています。

## 3 給食費のうちの副食費部分（おかず代）の免除

⇒給食を実施している園（外部搬入による実施含む）に在園しており、現に給食を利用している方の中で下記①または②に当てはまる方が対象です。

- ①年収360万円未満相当（区民税所得割額77,101円未満）世帯の子ども
- ②すべての世帯の第3子以降の子ども（小学校第3学年修了前の子どもから数えます。）

※1 該当世帯（年収360万円未満世帯等）の判定は、別添の「教育・保育給付認定（1号認定）申請書」に記載された個人番号または申請書に添付していただいた所得証明書等から、税情報等を確認の上、判定させていただきます。

※2 税情報等の判定は年に2回（4月と9月）行う予定です。

裏面に続きます⇒

## 4 幼稚園等が実施する預かり保育利用料補助

共働き世帯などで、**保育の必要性認定（2・3号認定）を受けた園児**（満3歳児の場合は世帯の区市町村民税非課税の場合対象となります。）保育の必要性認定の手続き方法については、別紙「施設等利用給付認定申請書の提出について」をご確認ください。

### 【預かり保育利用料補助月額の計算方法】

補助額は月額で算定し、下記A・B・Cのうち最も低い額がその月の補助額となります。

A：補助上限月額「11,300円」（満3歳児は16,300円）

B：450円×利用日数

C：保護者が実際に園にお支払いした 預かり保育料

（補助額算出例）

利用日数	A	B	C	補助額 (A～Cで最も低い額)
10日	11,300円	4,500円	4,000円	4,000円
20日	11,300円	9,000円	10,000円	9,000円

### 【補助金支払い時期】

- ・4月～9月分については、11月中旬頃を予定
- ・10月～3月分については、5月中旬頃を予定

幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となります。（月額11,300円（満3歳児は16,300円）から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。）

R6年度より保育の必要性を有する課税世帯の第2子以降の満3歳児についても預かり保育利用料補助の対象となります。詳細については別紙「満3歳児の預かり保育利用料補助のお知らせ」をご確認ください。

（注意）

預かり保育の利用料補助については、保育の必要性認定（2号・3号認定）を受けている園児ごとの利用実績に基づき補助金として償還払いを行います。施設等利用給付認定の申請とは別に交付申請書の提出が必要となります。

交付申請書は、認定後案内をしますので、漏れなく手続きしてください。

（お問い合わせ先）  
江東区教育委員会事務局  
学務課幼稚園係  
TEL：03-3647-9703